

各種關係法令等

目次

地方自治法（抜粋）	1
北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例	3
北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	7
北海道市民活動促進条例	11
北海道市民活動促進条例施行規則	15

地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号

第10章 公の施設

（公の施設）

- 第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
 - 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年10月19日条例第89号

改正

平成17年3月31日条例第22号
平成17年10月18日条例第90号
平成28年3月31日条例第23号
平成29年12月18日条例第69号
令和4年10月18日条例第34号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。
北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）
第2章 指定管理者の指定の手續等（第2条—第12条）
第3章 指定管理者候補者選定委員会（第13条—第20条）
第4章 雑則（第21条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定管理者の指定の手續等
（公募等）

第2条 知事、病院事業管理者及び教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。

- （1）施設の概要
- （2）申請の資格（以下「申請資格」という。）
- （3）申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- （4）選定の方法及び基準
- （5）指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- （6）その他知事等が定める事項

2 知事等は、前項ただし書の規定により団体を指名するときは、当該団体に対し、前項各号に掲げる事項を明示して協議を行うものとする。

（申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて申請期間内に知事等に申請しなければならない。

- （1）申請資格を有していることを証する書類
- （2）管理に係る業務の計画書（以下「業務計画書」という。）
- （3）管理に係る収支の計画書（以下「収支計画書」という。）
- （4）当該団体の財務の状況を示す書類
- （5）その他知事等が定める書類

（選定）

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に

審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準
(指定管理者候補者選定委員会からの意見の聴取)

第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事等は、第4条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(結果の通知等)

第7条 知事等は、前条の規定による指定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知しなければならない。

2 知事等は、前項の規定による通知を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

- (1) 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (3) 指定期間

(協定の締結)

第8条 第6条の規定により指定された指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) その他知事等が定める事項

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者の役員（法人でない指定管理者にあつては、その構成員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、施設の管理に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第12条第2項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設及び施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を道に賠償しなければならない。

(指示及び指定の取消し等)

第12条 知事等は、指定管理者が法令又は第8条の協定に違反したと認めるときその他施設の適正な管理のために必要と認めるときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うことができる。

2 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が法令又は第8条の協定に違反したとき。
- (2) 指定管理者が前項の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

3 知事等は、前項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

第3章 指定管理者候補者選定委員会

(設置)

第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織（地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第2項において同じ。）、教育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会（次条第1項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。この場合において、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第2条第6号に規定する道営住宅等（次条第2項において「道営住宅等」という。）は、一の施設とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の施設が隣接し又は近接し、かつ、これらの施設が一体的に管理されることにより効率的な管理が図られると認められる場合には、第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、当該2以上の施設について、知事又は教育委員会の附属機関として、一の委員会を置く。

(名称)

第14条 指定管理者候補者選定委員会の名称は、「指定管理者候補者選定委員会」の前に当該施設の名称を冠するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道営住宅等について置かれる委員会の名称は、道営住宅指定管理者候補者選定委員会とする。

(組織)

第15条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事、病院事業管理者又は教育委員会が適当と認める者のうちから、知事の附属機関にあっては知事が、病院事業管理者の補助組織にあっては病院事業管理者が、教育委員会の附属機関にあっては教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から第6条の規定による指定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第18条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議に加わることができない。

(秘密保持義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 雑則

(知事等への委任)

第21条 この条例（前章を除く。）の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（北海道情報公開条例の一部改正）
- 2 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成17年3月31日条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年10月18日条例第90号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第23号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第69号）

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月18日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成16年11月26日規則第125号

改正

平成16年12月28日規則第136号
平成17年3月4日規則第2号
平成17年3月31日規則第27号
平成22年3月31日規則第45号
平成28年3月31日規則第38号
令和3年3月31日規則第34号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 知事は、条例第2条第1項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 本庁、総合振興局若しくは振興局の庁舎又は公募の対象となる道が設置した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）における資料の配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条第1項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合
 - ア 条例第3条の規定による申請がなかった場合
 - イ 条例第4条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合
 - ウ 条例第4条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不適當と認められる事情が生じた場合
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に、当該公の施設の管理を行わせようとする場合
- (3) 道が設置する公の施設に隣接し、又は近接して、市町村又は法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（以下「市町村等」という。）が設置し、かつ、当該市町村等又は他の市町村等が管理する施設がある場合であって、当該市町村等又は他の市町村等がこれらの施設を一体的に管理することにより道が設置する公の施設に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

3 条例第2条第1項第3号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

4 条例第2条第1項第6号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 法第244条の2第8項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第8条第6号において同じ。）
- (4) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- (5) 第10条第1項に規定する管理の目標
- (6) その他知事が必要と認める事項

(申請)

第3条 条例第3条の規定による申請は、別記第1号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 条例第3条第5号の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(審査)

第4条 知事は、条例第4条の規定による審査を行うに当たっては、公の施設ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

(欠格事項)

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(指定管理者の指定に係る公表)

第6条 条例第7条第2項又は条例第12条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第2号の方法により条例第7条第2項の規定による公表をするときは、条例第4条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。

- (1) 当該公の施設における掲示
- (2) インターネットの利用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(変更事項の届出)

第7条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、別記第2号様式により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(協定の締結)

第8条 条例第8条第4号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項

- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 第10条第1項に規定する管理の目標に関する事項
- (8) 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項
- (9) その他知事が必要と認める事項
（事業報告書の提出）

第9条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第2項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 次条第1項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の事業報告書の様式は、別記第3号様式とする。

3 知事は、第1項の事業報告書の提出を受けたときは、同項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

4 第1項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

（管理の目標）

第10条 知事は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

2 知事は、条例第4条の規定により選定を行うときは、同条第2号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。

3 知事は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する公の施設に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北海道行政手続条例施行規則の一部改正）

2 北海道行政手続条例施行規則（平成7年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年12月28日規則第136号）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

○北海道市民活動促進条例

平成13年3月30日条例第5号

改正

平成17年10月18日条例第97号

平成21年3月31日条例第15号

北海道市民活動促進条例をここに公布する。

北海道市民活動促進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第14条）

第3章 北海道立市民活動促進センター（第15条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

私たちが暮らす広大な北海道においては、都市化の進展と農山漁村の過疎化とともに多様なライフスタイルの定着により、生活環境の変化が見られ、高齢者や障害者の社会参加と自立、文化やスポーツ活動の広がり、青少年が健やかに育つことのできる環境づくり、さらには自然との触れ合いなど、地域社会のニーズも多様化し、活力ある地域社会をつくりあげていくためには、これまでの行政の取組に加え、地域の実情に即したきめ細かな対応が求められてきている。

これらの地域社会のニーズに的確に応えようとする市民活動については、特定非営利活動促進法の整備を契機に、その活動への関心が高まり、活動領域も広がりを見せ、地域の様々な課題を自ら解決しようとする取組が活発に行われるようになってきた。こうした市民活動の取組は、地域の活性化に大きな役割を果たすことが期待されている。

このような考え方に立って、市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人一人の取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道を目指すため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民活動の促進に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに事業者及び市民活動団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動の促進に関する施策を総合的に推進し、もって道民生活の向上及び豊かに暮らせる活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的かつ自発的に行われる活動であって、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

（1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

（2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

（3） 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

（基本理念）

第3条 市民活動は、道、事業者及び道民の理解の下に、社会全体で促進されなければならない。

2 市民活動は、道民の自発的な意思と自己責任の下で行われなければならない。

3 市民活動は、その自主性及び自律性が尊重されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、道民の意見を踏まえ、市民活動の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、広域的な見地から市民活動の促進のための総合調整を行う責務を有する。

3 道は、市民活動の促進に関する施策を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深め、その活動の促進に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体(市民活動を行う法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、基本理念にのっとり市民活動を行うとともに、その活動及び運営の状況を道民に周知することにより、市民活動への理解の形成に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(道民理解の促進)

第7条 道は、道民が市民活動に関する理解を深め、その活動が促進されるよう普及啓発に努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 道は、道民の市民活動への参加及び市民活動の円滑な実施を促進するため、市民活動に関する情報を提供するよう必要な措置を講ずるものとする。

(学習機会の確保)

第9条 道は、道民が市民活動を円滑に行うため、市民活動に関する学習の機会を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 道は、市民活動の円滑な実施を促進するため、市民活動を支える人材の育成等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携の促進)

第11条 道は、市民活動の円滑な実施を促進するため、市民活動を行うものの相互の交流及び連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第12条 道は、市民活動の円滑な実施を促進するため、市民活動の実態等についての調査研究を行い、その成果の普及等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(拠点としての機能の整備)

第13条 道は、市民活動の促進に関する施策を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能の整備を推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 道は、市民活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道立市民活動促進センター

(設置)

第15条 道民による市民活動を総合的に推進するため、北海道立市民活動促進センター(以下「市民活動促進センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第16条 市民活動促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立市民活動促進センター	札幌市

(事業)

第17条 市民活動促進センターは、次の事業を行う。

- (1) 市民活動団体等の交流及び連携の促進のために施設及び設備（以下「施設等」という。）を提供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する人材を育成すること。
- (5) 市民活動に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。
- (6) その他設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第18条 市民活動促進センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第17条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(開館時間)

第20条 市民活動促進センターの開館時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後6時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

(休館日)

第21条 市民活動促進センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、市民活動促進センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(指定管理者の指示等)

第22条 指定管理者は、市民活動促進センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、施設等を使用する者に対しその使用に関し指示をし、又は使用中の場所に従業員を立ち入らせ、使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第23条 第18条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市民活動促進センターの管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事が市民活動促進センターの管理に係る業務を行う場合においては、第20条ただし書及び第21条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

を講ずるものとする。

附 則（平成17年10月18日条例第97号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

○北海道市民活動促進条例施行規則

平成13年6月1日規則第82号

改正

平成17年10月28日規則第116号

北海道市民活動促進条例施行規則をここに公布する。

北海道市民活動促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道市民活動促進条例（平成13年北海道条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 条例第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、北海道立市民活動促進センター（以下「市民活動促進センター」という。）の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備等を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより市民活動促進センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、市民活動促進センターの使用を制限し、又は退館させることができる。

(知事による管理)

第4条 条例第23条第1項の規定により知事が市民活動促進センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月28日規則第116号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。